

## ○国立大学法人筑波技術大学職員の自己啓発等休業に関する規程

〔平成20年2月29日〕  
規程第3号

### 国立大学法人筑波技術大学職員の自己啓発等休業に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、職員の請求に基づく大学等における修学又は国際貢献活動のための休業の制度を設けることにより、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的とする。

#### (自己啓発等休業)

第2条 職員(期間を定めて任用される職員を除く。)は、次の各号に定める事由に該当する場合、当該職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)を学長に請求することができる。

- (1) 職員が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修すること。
- (2) 職員が、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。)その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして学長が認めたものに参加すること。

#### (自己啓発等休業の承認)

第3条 学長は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績、当該請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、次の各号に定める期間を限度に承認を行う。

- (1) 大学等における修学のための休業 2年(大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合として学校教育法第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は、3年)
- (2) 国際貢献活動のための休業 3年

#### (自己啓発等休業の承認の請求手続)

第4条 前条の請求は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明記した自己啓発等休業承認請求書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 学長は、自己啓発等休業の承認の請求をした職員に対して、当該請求について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第5条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、学長が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第3条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

4 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の請求について準用する。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

第6条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 学長は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他次の各号に定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、学長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の状況について学長に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 第4条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(自己啓発等休業の効果)

第8条 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(職務復帰)

第9条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(勤務条件等の通知)

第10条 学長は、職員が自己啓発等休業の申出をしたときは、当該職員に対し、前2条に規定する事項に関する当該職員に係る取扱いを、自己啓発等休業に関する勤務条件等通知書を交付することにより、通知する。

(共済)

第11条 自己啓発等休業をしている職員の共済組合の被保険者資格は、当該期間中も継続する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。